

2006年5月24日(水)

UNFCCC第24回補助機関会合・アドホックワーキンググループ

ハイライト

2006年5月23日 火曜日

コンタクトグループと非公式会合は火曜に終日行われ、適応、適応基金、政府間会合のための準備、森林減少、2006年IPCCガイドライン、特権と免責事項、気候変動特別基金など様々な問題について討議が継続された。さらに、農業、林業、および農村開発に関する緩和についてセッション中のワークショップが実施された。午前中の非公式会合での議論に続き、夕方からはアドホックワーキンググループ(AWG)のプレナリーが再度招集された。

アドホックワーキンググループ

火曜の夕方、AWGがプレナリーで再度会合を実施し、Evans Njewa (マラウイ)がAWGの連絡者(rapporteur)として選出された。Michael Zammit Cutajar 議長は市民社会からの声明発表の開始を宣言した。CAN INTERNATIONALは緊急課題という意識の欠如に深い憂慮を表し、会期間のセッションと期限を設定して密な作業計画を立てる必要があると強調した。持続可能な開発のための世界経済人会議(Business Council for Sustainable Development)は、2008年までに第2約束期間と、投資サイクルに合いCDMやその他の市場メカニズムを活用する長期的な枠組みについて合意を固めるよう要請した。企業グループは、締約国に長期的な枠組みを追求するよう求め、市場奨励策や科学研究、適応および技術の重要性を強調した。

ここ数日の非公式会合で行われた議論を総括し、Zammit Cutajar 議長は附属書Bの改正により附属書I国のさらなる約束を策定することがAWGの焦点だと説明した。また、これまで議論されたその他の問題としては、法的問題、AWGの期限、新しい数値目標を設定する前に科学・社会経済問題に関する情報を得る必要があること、ナイロビのワークショップ、京都議定書の実施についてのアセスメント、排出トレンドに関する“現時点のチェック作業”、作業スケジュールがあると指摘した。

G-77/中国とアフリカグループは、批准に要する時間を考慮した AWG のタイムテーブルが必要だと述べた。サウジアラビアは、締約国主導でこのプロセスをすすめるべきだと強調した。EU は、議長リストは作業フレームを決定する上で有効だとし、“何が”そして“どこに”主要な手続き上の問題点が存在するか特定した。日本は、科学分析の実施を求めた上で、AWG の作業が科学に基づくものであり“政治的な取引で問題解決することはない”と主張した。ニュージーランドは、科学が選択的に利用されることを防止するため、適切な検証を受けた科学情報が必要だと述べた。ロシアは建設的な対話を求めた。排出削減の約束実現に向けた自国の取組みを強調しつつ、ベラルーシは附属書 B が“仲良しクラブ”となつてはいけないと主張した。スイスは将来約束のための様々なプロセスに係わる相互の影響を強調し、率直で総合的な対話を行うためのフォーラムの開催を要請した。カナダは、気候変動政策を実施して学んだ教訓を分析対象に含めるべきだと指摘した。

コンタクトグループ

適応: 適応に関する 5 力年作業計画に関する非公式協議が終日行われ、午後遅くに Plume 共同議長が SBSTA 結論書草案を提起した。事務局は 2007 年 12 月までの作業計画について必要な人員・資金、確保分、および追加必要分の暫定推定額を提出した。新たな文言部分について非公式協議が夜通し行われた。

適応基金: 午前には非公式会合、午後にはコンタクトグループが実施され、適応基金の運営に関して共同議長がまとめた締約国の見解に関する文書について討議した。文書に新しく複数のオプションを付け加えるべきかどうか議論されたが、表現 (wording) については交渉しないこととした。今回の編纂テキストは SB 25 の交渉の叩き台とするもの。統括組織のメンバーシップ、収益分担金 (share of proceeds)、その他の資金調達、特に適格性基準などに係わる文言 (language) について討議された。適格性基準については、ブラジルは、途上国の締約国と異常気象に深刻な影響を受けやすい地域について言及し、森林地域及び森林の腐朽がある締約国についての UNFCCC 4 条 8 項の文言を適応基金の優先締約国リストに入れるべきだと提案した。南アフリカとコロンビアは、適格性基準について提起された一般的な文言が京都議定書 12 条 8 項 (クリーン開発メカニズム) と整合性が図られているため、リストは必要ないと述べた。ミクロネシアは 12 条 8 項で合意された文言と整合性をとる必要があると指摘した。コンタクトグループが再招集される前の水曜の午前に引き続き非公式協議が実施される。

政府間会合のための準備事項: 火曜日の夕方、コンタクトグループが行われ、COP 12・COP/MOP 2、今後の会期、COP 11・COP/MOP 1 での準備内容についてのレビュー及び政府間プロセスの組織構成などに関する文書案について意見交換が行われた。COP 12・COP/MOP 2 については、会合の開催に関してどれくらい詳細なガイダンスを提供するかという問題を重点的に取り上げた。G-77/中国は、“コンタクトグループ会合の時間制限と昼休みを 1 時間に短縮”と提案している部分を削除するよう

提案した。EUは非常に多くの具体的な提案内容を減らさない方がよいのではないかという意見を述べた。夕方と夜間の会合を制限するという事で締約国から全般的な合意が得られた。しかし、会合はどれくらい遅くまで行すべきかという点については、オーストラリア、米国、G-77/中国が、特例を除いては午後6時を最終ラインとすべきだと主張した。

今後の会合の全般的な作業時間については、米国が通常国連で採用している時間内に会合を実施することを勧告する文章を入れるよう提案し、補助機関会合(SB)については金曜ではなく木曜に閉会すべきだと述べた。

また、今後の非公式会合におけるオブザーバー国家の参加についても議論された。オーストラリアは、京都議定書の締約国が“正式に反対を唱えない場合は”京都議定書の下で行われる非公式会合に対してもUNFCCCの締約国には常に参加資格があるとして、UNFCCC締約国が参加可能だと記載する文章に反対した。EUは、全体的に参加を認める慣行が出来つつあると付記することを提案した。水曜にも議論継続となりそうだ。

森林減少: 次回ワークショップの範囲に関して前日行われた非公式協議ですでに合意された文章を仕上げるためのコンタクトグループ最終会合を行った。締約国は結論書に合意し、これを採択するためSBSTAに付託した。

特権と免責事項: 同コンタクトグループでは、京都議定書の下で設立された機関に携わる個人を保護するための様々なオプションについて規定するブラジルの提案と議長提案など新しい提案の文章を検討した。Watkinson議長は、1946年の国連の特権と免責事項に関する条約に関して、国連事務総長職との協議継続に幅広い支持があることを認識した。参加者は文章中に記載されたその他のオプションの有用性については合意したものの、これをSBI結論書に含めることに対しては支持しなかった。Watkinson議長は、水曜午前の非公式協議で検討するSBI結論書を作成する。

気候変動特別基金: 夕方、コンタクトグループが開催され、休憩をはさんで決定書7/CP.7パラグラフ2(d)で規定された資金活動(UNFCCCの下での資金調達)に関する文章を討議するための非公式協議が行われ、コンタクトグループ再開となった。非公式協議を総括し、他の締約国の見解を理解したという点で進展があったものの、文章自体に関しては進展がなかったと何人かの参加者が述べていた。本件については、SBI 25でSB 22で作成した文章を踏まえた審議継続と記載したSBI結論書案について参加者が合意した。

非公式協議

2006年IPCCガイドラインと伐採木材製品(HWP): 2006年IPCCガイドラインと伐採木材製品(HWP)についての非公式協議が続いた。2006年IPCCガイドラインについて締約国の見解書提出を

求めるべきかどうかという点とHWPをインベントリのためのガイドラインに沿って検討すべきか、あるいはより広い議題項目として検討すべきかどうかの議論が集中した。本件を SBSTA 26 でさらに検討するという事で締約国が合意した。

緩和に関するワークショップ: 農業・林業・農村開発

火曜のセッション中に農業・林業・農村開発に関する緩和ワークショップが開催された。SBSTA 議長のカムアシングが、今回のワークショップが UNFCCC のより良い実施のために緩和の科学・技術・社会経済的側面について検証するために5回シリーズで予定しているワークショップの第1回であると説明し、締約国の提案に基づいて構成され、先進国と途上国の多様な視点を示すものになると述べた。

世界の様々な地域の林業・農業部門における緩和に関する従来の慣行と将来の展望について14名のパネリストが検証を行った。具体的な事例として、緩和オプションの経済的ポテンシャル(例: 米国の林業における炭素隔離)や、オーストラリアの農業部門を成功事例として挙げられた産業パートナーシップ、重要な慣例として米国の地中炭素隔離のための無耕農業などの事例が紹介された。その他にも、パネリストは次のテーマに関する考察を発表した: 生物分解の活用と将来の緩和技術のニーズ、中国の農村開発; 生物多様性保護と貧困緩和という観点における緩和の副次便益; UNFCCC との関連で持続可能な森林管理の実現性; 熱帯雨林の森林減少による排出削減量のモニタリング技術の現状; EU の共通農業政策と農村開発政策の気候変動対策としての寄与; ニュージーランドの家畜からの排出量に関する緩和オプションのポテンシャル; デンマークのバイオマス発電の活用からの経験。

その後の議論の中で、米国の農業部門とその他の部門の緩和ポテンシャルの試算が比較可能なのかという点や緩和ポテンシャルに気候の影響が及ぼす効果について数名の出席者から懸念の声が挙げられた。さらに、森林減少回避による排出量算定のための森林区分を別途設定する必要性や途上国で信頼できる森林関連データが不足していることに関連しても懸念の声が寄せられた。

市場の重要性、インセンティブの仕組み、緩和のための価格シグナル、様々な緩和オプションの可用性、緩和オプションによる貧困緩和と生物多様性の保全についての副次便益などについて、数名の参加者が支持する意見を述べたが、EU の共通農業政策と農村開発政策をグローバルに展開できるかを疑問視する声もあがった。また、EU の農業・畜産業と類似している米国の農業とを統合する可能性や緩和の効果についても議論があった。ワークショップの内容をまとめた報告書を SBSTA で提供するようにすると述べ、SBSTA 副議長の Amjad Abdullah が閉会を宣言した。

廊下にて

火曜の廊下では SB 24 の議事進行の遅れによる影響が話題となり、参加者は様々なコンタクトグループと非公式協議との間を往復せざるを得ない状況だった。進捗は遅々としているものの資金問題や適

応に関する5カ年作業計画の簡略化などの問題では進展も見られたという楽観論者もあったが、もう少しシニカルな一派は特に資金分野についてやや別の見方を持っているようだった。SB 25に向けて作成中の編纂文章のサイズと対象範囲の拡大によりナイロビの会議では何時間も作業時間が減るところか作業時間の増大につながるのではと予想する声も聞かれた。全般的に嬉しいサプライズよりも諦めムードが漂っていた。ベテラン参加者からは、逆に“このプロセスに何を期待していたのか?”と問われ、“ここでは解決をめざす組織も意志もどちらもあまり見受けられない”との指摘があった。

AWGの本会合ですら一部で予想されたような昂奮はあまり見られず、締約国の中には議題をどんどん進めていこうとする勢いが欠如しているのではないかと指摘する参加者もあった。

NEDOからの委託により GISPRI 仮訳